

(案)

## 泉大津市国際交流ボランティア謝礼細則

### 第1条

この細則は、泉大津市国際交流ボランティア制度要綱に基づき、泉大津市の国際交流及び多文化共生の推進に係るボランティア活動に従事した者に対して、謝礼を支給することを目的とする。

### 第2条

謝礼金額は、以下の表に基づく。

活動内容	金額
(1) 各種交流事業での通訳	1時間につき3,000円
(2) 国際交流及び多文化共生に関する文書の翻訳	1日につき、3,000円
(3) 本市に在住・在勤・在学する外国人の生活支援	1日につき、3,000円
(4) 本市に在住・在勤・在学する外国人の日本語学習支援	支給しない。
(5) 災害時における外国人支援	1日につき、3,000円
(6) ホームステイ(一定期間外国人を家庭に受け入れ、家族と共に生活する中から互いの風俗習慣や文化、語学等を学び相互理解を深めるもので宿泊を伴うもの。)	1日につき、3,000円
(7) ホームビジット(前号に規定する活動で宿泊を伴わないもの。)	1日につき、3,000円
(8) サービスボランティア(華道、茶道、武道その他の日本文化の紹介や指導を行うもの。)	1日につき、3,000円
(9) その他、市長が必要と認めるもの	1日につき、3,000円

### 附 則

この細則は令和6年9月1日から実施する。